

女性活躍推進法に基づく北海道労働金庫の行動計画

女性が継続して就業ができ、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日 ～ 2028年3月31日までの2年間

2. 内容

【目標1】 管理職に占める女性割合を12%とする

＜対策その1（2026年4月～）＞

育児休業中の職員に対して、庫内報や各種ニュース等の情報提供を行う。

＜対策その2（2026年7月～）＞

女性職員のキャリア意識醸成を目的とした研修等を継続的に実施する。

＜対策その3（2026年4月～）＞

能力発揮を促す環境整備として女性職員がより幅広い分野で活躍できる配置を行う

【目標2】 職員全体の（法定）時間外労働時間を月平均30時間（所定時間外労働時間54時間）未満とする

＜対策その1（2026年4月～）＞

各職場で週1回「ノー残業デー」の実施、年休取得計画を作成・実行。

＜対策その2（2026年4月～）＞

時間外労働をモニタリングし、必要な対策を講じる。

【目標3】 女性の総合職・一般職採用を推進する

＜対策その1（2026年4月～）＞

期間中に一般職またはパートナー職員から総合職への登用を1名以上実施する。

＜対策その2（2026年4月～）＞

おおむね30歳以上の女性を総合職・一般職で採用する。

＜対策その3（2026年4月～）＞

ジョブリターン制度を活用し、過去に在籍した女性の総合職として再雇用を促す。

【目標4】 女性が安心して働くことができる職場環境の実現を目指す

＜対策その1（2026年4月～）＞

女性特有の健康課題に対して使用できる制度の正しい理解や利用を促進する。

＜対策その2（2026年4月～）＞

女性の健康上の特性の正しい理解を促すための教育機会を提供する。

以 上